	の号において同じ。）、重大事故等クラス２機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス２機器、重大事故等クラス１機器及び重大事故等クラス２機器の漏えい検査 2　原子炉格納容器の漏えい率検査 3　原子炉建屋の気密性能検査 4　主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査 5　原子炉格納容器真空破壊弁の作動検査 6　原子炉格納容器安全系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器安全系の作動検査 7　可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査 8　圧力逃がし系の作動検査及びそのフィルター性能検査 9　放射性物質濃度制御系の作動検査及びそのフィルター性能検査 10　原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査
八　非常用電源設備	1　非常用発電装置の非破壊検査、作動検査及び定格容量を確認する検査 2　直流電源系の作動検査及び充電状態を確認する検査

三　加圧水型発電用原子炉施設にあっては、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の種類に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項（可搬型の機械又は器具に係る事項を除く。）

発電用原子炉施設の種類	定期事業者検査に係る事項
一　原子炉本体	1　原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査 2　再使用する燃料体の外観検査